

財団法人 大分県社会保険協会寄附行為

(目的)

第1条 本会は、健康保険、厚生年金保険等の被保険者（被保険者であった者を含む。）及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の福利を増進し、社会保険の趣旨の普及及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- 1 被保険者等の健康の保持増進上必要とする施設
- 2 社会保険の普及、発達、向上に資する施設及び研究
- 3 社会保険事業の円滑な運営を図るために必要とする施設
- 4 健康保険及び船員保険の被保険者に対する貸付事業
- 5 前各号の外目的遂行上必要と認めた事業

(名称)

第3条 本会は、財団法人大分県社会保険協会という。

(事務所)

第4条 本会は事務所を大分市におく。

(会員)

第5条 本会の会員は、大分県内に事業所を有する健康保険及び厚生年金保険の適用を受ける事業主とする。なお、会員として入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。また、会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して退会することができる。

(経費)

第6条

- 1 会員は、本会の経営に要する会費を負担しなければならない。
- 2 前項の会費の負担、その他必要な事項については別にこれを定める。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

専務理事、常務理事 若干名

理事 9～14名以内

(会長、副会長及び専務、常務理事を含む。)

監事 2名

評議員 36名以内

(役員を選出)

第8条 役員は次により選出する。

- 1 会長及び副会長は、理事がこれを互選する。
- 2 専務理事及び常務理事は、会長が理事会の同意を得てこれを選任する。
- 3 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、理事会で選任する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 専務理事は、本会の会務及び事業を処理する。
- 4 常務理事は、専務理事の行う会務を補佐する。
- 5 理事は、理事会を組織し、重要な会務を処理する。
- 6 監事は、理事の職務執行を監査する。
- 7 評議員は、評議員会を組織し、重要な会務を審議する。

(役員任期)

第10条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じたときは、補欠役員を選出する。
- 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 役員は、辞任した場合、又は、期間満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第11条

- 1 本会に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、学識経験者の中から会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

(職員の任免)

第12条

- 1 事務局に次の職員をおき、会長がこれを任免する。
事務局長 1名
職員 若干名
- 2 前項に定めるものの他、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、理事会及び評議員会とする。

(理事会の議決事項)

第14条 理事会は、次に関する事項を審議決定する。

- 1 評議員会に附議する事項
- 2 評議員会で議決した会務の執行に関する事項
- 3 財産の管理に関する事項
- 4 歳入歳出予算決算及び事業計画に関する事項
- 5 その他、業務の運営に必要な事項

(理事会の招集)

第15条 理事会は、必要に応じ会長が随時招集する。

(理事会の定足数及び表決)

第16条

- 1 理事会は、理事定数の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 2 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもってこれを決する。

(評議員会の権能)

第17条 評議員会は、次に関する事項を議決する。

- 1 寄附行為の変更に関する事項
- 2 事業計画、歳入歳出予算に関する事項
- 3 事業報告、歳入歳出決算に関する事項
- 4 不動産の取得及び処分に関する事項
- 5 その他、事業運営に関する重要な事項

(評議員会の招集)

第18条

- 1 評議員会は、会長が招集する。
- 2 評議員会は、年2回開催する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示し、招集の要求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 評議員会の招集は、会議の日時及び会議に付すべき事項を示し、書面をもって通知しなければならない。

(評議員会の定足数及び表決)

第19条

- 1 評議員会は、評議員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 評議員会の議決は、出席評議員の過半数の同意を得てこれを決め可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の議長)

第20条 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(委任表決)

第21条

- 1 評議員が、評議員会に出席できないときは、他の評議員に委任して表決に加わることができる。
- 2 前項の受任者は、その旨を証明する書面をあらかじめ議長に提出しなければならない。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- 1 本会の設立の日における基金
- 2 会費
- 3 寄付金品
- 4 財産から生ずる収入
- 5 事業に伴う収入
- 6 その他の収入

(資産の管理方法)

第23条 本会の資産は、郵政官署又は確実な銀行に預け入れ、若しくは国債又は有価証券を購入することができる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日をもって終わる。

(特別会計)

第25条

- 1 事業を委託されて経営する場合には、これを特別会計として経理することができる。
- 2 前項の特別会計の設置その他必要な事項に関しては、別にこれを定める。

(監査)

第26条 監事は、毎年1回以上の経理検査をしなければならない。

(解散)

第27条 本会は、会員の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

(清算)

第28条 本会が解散した場合において、清算した結果残余財産が生じたときは、社会保険団体機関に寄附するものとする。

(雑則)

第29条 寄附行為に定めるものの他、本会の運営に関する必要な事項は別にこれを定める。

附 則

昭和27年10月5日	施行
昭和45年1月14日	一部改正
昭和51年4月1日	一部改正
昭和54年4月1日	一部改正
昭和60年4月18日	一部改正
昭和61年6月1日	一部改正
昭和62年4月1日	一部改正
平成元年4月28日	一部改正
平成7年3月15日	一部改正
平成8年4月26日	一部改正
平成9年3月25日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成16年6月18日	一部改正
平成17年6月24日	一部改正
平成18年3月23日	一部改正
平成20年6月24日	一部改正